個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託仕様書

１　委託業務名

令和８年度個人防護具の流通在庫備蓄管理業務委託

２　契約期間

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで

３　委託業務の目的

県の「物資の確保に関するガイドライン」に基づき、計画的に備蓄する個人防護（以下「物資」という。）を、常時、使用期限が切れないように保ちながら、必要時に円滑に払い出しできるよう適切な管理を実施する。

物資の管理については、４に示す「流通在庫備蓄」の手法により行う。

４　流通在庫備蓄について

受託者が日常行う医療機関等との取引を活用して、県が備蓄する物資を使用期限が切れないよう新陳代謝させながら、常に必要数を確保する方式をいう。

＜流通在庫備蓄管理方式の流れ＞

県は受託者が確保した備蓄倉庫を予め受託者と協議の上、「県備蓄倉庫」として指定し、受託者をして物資を計画的に備蓄する。

受託者は次の新陳代謝の例に従い、県の備蓄量を確保しつつ、物資を新陳代謝（常に使用期限が切れていない状態）させ、管理する。

なお、県備蓄倉庫に備蓄する物資の所有権は県が持つ。

（新陳代謝の例）

① 医療機関等から発注があった場合、受託者は、県備蓄倉庫から発注に係る物資を出庫し、医療機関等に納入する。

② 県備蓄倉庫から物資を出庫した場合、出庫した同種類・同品質・同数量の物資を県所有物資として県備蓄倉庫に補充する（民法第６６６条の「消費寄託（※）」による）こととする。

③ 受託者は県備蓄倉庫の物資ごとの数量、使用推奨期限等を管理し、①～②を繰り返し行う。なお、①の出庫は、使用推奨期限の最も古い物資から行う（先入れ先出しとする）。

※民法第６６６条　受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない。

５　委託業務内容

受託者は次に掲げる(1)～(3)の項目について、県と協議しながら委託業務を実施すること。

(1)　流通在庫備蓄用物資の調達及び管理業務

県が流通在庫備蓄として備蓄する物資を受託者が調達し、管理を行う。

ア　新陳代謝

（ア）　受託者は、県が流通在庫備蓄として県備蓄倉庫で備蓄する物資を自社の在庫等を活用し、物資の使用推奨期限が到来しないよう、先入れ先出しにより新陳代謝させるものとする。

※　新陳代謝のために出庫する物資と入庫する物資の数量及び時期が常に一致していなくても差し支えない（常に県が求める物資の備蓄量が備蓄されている範囲で、まとめて出庫又は入庫して構わない。ただし、年度末時点で、当該年度の入出庫の数量が一致するようにすること）。

※　流通在庫備蓄の仕組みと流れの具体例については、別紙１「流通在庫備蓄の仕組みと流れ」のとおり。

イ　流通在庫備蓄用物資の種類及び数量

（ア）　受託者は契約開始後速やかに物資を調達し、県備蓄倉庫に入庫し、流通在庫備蓄を開始する。

（イ）　流通在庫備蓄を行う物資の種類及び数量は表１のとおりとする。

（ウ）　各物資の仕様については、別紙２「流通在庫備蓄用個人防護具仕様書」のとおりとする。

（エ）　受託者は表１に示した数量の物資を令和９年３月 31 日までに調達すること。

（オ）　対象となる物資は流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、受託者が日常の取引等で商流を確保できるものとする。

（カ）　事前に県の承認を得られた場合に限り、同程度の機能・単価であるものや後継品など合理的な理由により、仕様を満たす物資に変更することは差し支えない。

（キ）　備蓄する非滅菌手袋のサイズ（S:M:L）ごとの数量割合は、概ねS:M:L＝３：５：２とする。ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。

表１　流通在庫備蓄を行う物資の種類及び調達数量

種類	調達数量
サージカルマスク	220,600 枚
N95 マスク	17,000 枚
医療用ガウン (アイソレーションガウン(不織布製)又はプラスチックガウン)	40,600 枚
フェイスシールド又はシールド付マスク	22,300 枚
非滅菌手袋	788,000 枚

(2)　流通在庫備蓄用物資の数量管理

受託者は各月終了後の翌月 10 日までに、当該月における流通在庫備蓄で管理する物資の種類ごとの品目・数量・ロット及び使用推奨期限が記載された管理状況報告書を提出するものとする。

(3)　物資の備蓄場所の管理

ア　備蓄倉庫における流通在庫備蓄

（ア）　県備蓄倉庫において、受託者は表１の数量の物資を保管できるスペースを確保し、調達した物資を備蓄する。受託者は、県備蓄倉庫として使用する倉庫を確保し、適切に維持管理するものとする。

（イ）　県備蓄倉庫は受託者が所有する倉庫等に限定されないが、物資の管理は受託者の責任において行うこと。また、当該倉庫契約に係る費用は受託者の負担とする。

※　物資が保管されていることは非公開であることに留意して他社倉庫との契約を行うこと。

（ウ）　県備蓄倉庫は佐賀県又は佐賀県内の県が指定する場所へ通常の運搬方法で６時間以内に配送可能な場所に所在地を有するものとする。なお、具体的な所在地については、予め県と受託者とで協議の上、決定するものとする。

（エ）　物資の新陳代謝の作業等に伴い、自社の倉庫等に一時的に保管することは差し支えない（ただし、その場合でも流通在庫備蓄管理する数量の５割程度は、常に県備蓄倉庫に置くこと。）が、県が物資を供給する等の指示をした場合には、速やかに県備蓄倉庫に納入すること。

※　一時保管場所として、自社の倉庫等を活用する場合は、県備蓄倉庫と同程度の下記のイで示す保管環境（直射日光が当たる場所、高温・多湿な場所等は不可）である場合に限る。

イ　備蓄倉庫の設備等

（ア）　保管倉庫内部に火気発生要因がないこと。また、火災発生時の早期発見装

置を備え、消火設備を完備していること。

（イ） 保管倉庫内は直射日光が保管品に当たらず、高温・多湿により保管品が変質する恐れのない環境であること。環境条件については、常温常湿の範囲内とするが、受託者は、倉庫内温湿度が 25℃以上かつ 70%以上が測定される場合は、送風機による空気の循環と除湿機による結露を防ぐ措置を行うこと。また、天候の変化により結露が発生しやすくなる条件下や、湿度が高い場合は、目視による巡回を強化すること。

（ウ） 直接床置きせず荷台（パレット等）を使用すること。

（エ） 保管品の上に直接荷台（パレット等）を重ねての保管は行わないこと。

（オ） 倉庫に物資が保管されていることは非公開とすること。

6　実績報告

受託者は契約期間の終了後には、業務実施内容等をまとめた委託業務完了報告書を提出すること。ただし、委託業務のうち、物資の調達及び入庫に係る委託業務については、当該業務の完了時に調達及び入庫に係る委託業務完了報告書を県に提出すること。

7　留意事項

(1)　物資が保管されていることは非公開とすること。

(2)　委託業務を統括する責任者を置き、県と常時連絡が取れる体制とすること。

(3)　受託者は、委託業務の履行にあたって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに県と協議を行い決定するものとする。

(4)　本仕様書に明記されていない細部については、県の指示に従うこと。

(5)　委託業務の実施にあたっては関係法令等を遵守すること。

(6)　委託業務の全部を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。なお、委託業務の一部を委託し又は請け負わせる場合については、事前に書面により申出を行い、県の承諾を得るものとする。

(7)　流通在庫備蓄する県備蓄物資の中で、使用期限が過ぎた物資は、受託者の責任において、受託者の所有物資として適切に廃棄等を行うとともに、廃棄等を行った物資と同等品であって使用期限が２年以上ある物資を県の所有物資として補充すること。当該廃棄等及び補充に係る一切の費用は、本契約に含まれず、受託者の負担とする。

(8)　感染症の感染拡大等により医療機関等への物資の発送が必要な場合は、県と受託者で別途協議を行う。

(9)　契約期間終了後、継続して保管を行わないことが決定した場合には、県が指定する場所へ県備蓄物資を円滑に受け渡すなど、県の指示に基づき必要な対応をする

こと。なお、受け渡しまでの間も適切に管理するものとし、受け渡しまでの間の管理に関する契約については、別途、県と協議することとする。

別紙１

流通在庫備蓄の仕組みと流れ（参考イメージ）

＜非滅菌手袋（788,000 枚)）を流通在庫備蓄する場合＞

１ 調達・備蓄

県は、受託者をして、計画的に非滅菌手袋 788,000 枚（１段ボールケースに 2,000 枚含まれるものとして 394 ケース）を県備蓄倉庫に調達し、備蓄する。当該非滅菌手袋の所有権は県が有する。

２ 流通在庫備蓄管理

受託者は、次の方法で、県備蓄倉庫で備蓄している１で調達した非滅菌手袋を新陳代謝して管理する。

(1) 医療機関等から非滅菌手袋１段ボールケース(2,000 枚)の発注があった場合、発注に係る同種の非滅菌手袋で、県備蓄倉庫で備蓄している非滅菌手袋の中で使用推奨期限の最も古い非滅菌手袋１段ボールケース（2,000 枚）を出庫し、当該医療機関等へ納入する。

(2) 県備蓄倉庫から当該非滅菌手袋を出庫した際、受託者は、それと同種類・同品質・同数量の非滅菌手袋を補充する（民法第６６６条の「消費寄託」による)。

(3) 補充され、県の所有物資となった非滅菌手袋2,000 枚を県備蓄倉庫で備蓄する。

別紙２

流通在庫備蓄用個人防護具仕様書

調達及び流通在庫備蓄を行う各個人防護具の規格（求める性能等）は以下のとおりとする。なお、各規格を満たすことの証明を求められた際には、証明に係る書類を提出する等の対応すること。

１　全個人防護具共通規格

(1)　製造から使用推奨期限までの期間が５年間以上であること。

(2)　入庫時に使用推奨期限までの残りの期間が４年間以上あること。

(3)　不良品でないこと。

(4)　平時から佐賀県内の複数の医療機関又は卸売販売業者における納入実績があること。

(5)　流通在庫備蓄により新陳代謝を行うため、日常の取引等で商流を確保できるものであること。

２　サージカルマスク

(1)　規格

ア　不織布製であり、３層構造以上のものであること。

イ　日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスⅡ適合品、ASTM-F2100 レベル２適合品又は EN14683Type ⅡR 適合品であること。

ウ　全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。

エ　単回使用の製品であること。

オ　ゴム紐の装着感に配慮されたもの（痛みの緩和等）であること。

カ　ノーズワイヤーは、任意の形状に変形させることが容易で、その後の形状が安定しているものとし、非金属のものを推奨とする。

キ　耳掛け式のものであること。

ク　マスクのサイズは、レギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているもの。（JIS(T9001)「医療用マスク及び一般用マスクの性能要件及び試験方法・解説」の「5.1 マスクの大きさの目安」において「普通サイズ」とされているものに概ね沿った大きさであるものとする。）

ケ　個装箱側面に、マスクの性能にかかる表示がされていること。

３　N95 マスク

(1)　規格

ア　労働安全衛生法に基づく使い捨て防じんマスクの国家検定資格 DS2 適合品、米国労働安全衛生研究所（NIOSH）規格 N95 適合品又は日本産業規格(JIS) の感染対策医療用マスクについての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9002 】」タイプⅠ適合品であること。

イ　JIS T9002 適合品においては、全国マスク工業会「衛生マスクの安全・衛生自主基準」に規定された品質基準及び製造管理基準に適合していること。

ウ　調節式の絞め紐がついているもの又はこれと同等のフィット性能を有しているものであること。

エ　排気弁を持たないものであること。

オ　マスクのサイズは、レギュラーサイズ、ふつうサイズ等、標準的なサイズとして製造・販売しているものであること。

４　フェイスシールド

フェイスシールド又はシールド付マスクのいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1)　フェイスシールドの規格

ア　シールド部のサイズは、W230×H180 ㎜以上とし、目、鼻及び口をガードできる形状であること。

イ　シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。

ウ　道具などを使用せず組み立てが可能であること。

エ　眼鏡及びマスクと併用が可能であること。

オ　着用時に小走りなどで、ずれが生じないものであること。

カ　対応する者の飛沫が着用者のフェイスシールドの内側に入りにくい形状であること。

キ　内側に曇り止め加工をしていること。

(2)　シールド付マスクの規格

ア　サージカルマスクとシールドが一体となった形状であり、シールド部のサイズは、W302×H125 ㎜程度とし、目、鼻及び口をガードできる形状であること。

イ　マスク部分は、日本産業規格（JIS）の医療用マスク（サージカルマスクに相当するもの）についての規格「マスクの性能要件及び試験方法【JIS T9001】」クラスⅡ若しくはクラスⅢ、ASTM-F2100 レベル２若しくはレベル３、又は EN14683 TypeⅡR に準拠していること。

ウ　シールド部の素材は、プラスチック製とし、無色透明で視界が良好であること。

エ　眼鏡と併用が可能であること。

オ　道具などを使用せず組み立てが可能であること。
カ　着用時に、容易にずれが生じないものであること。
キ　対応する者の飛沫が着用者のフェイスシールドの内側に入りにくい形状であること。
ク　内側に曇り止め加工をしてあること。

5　医療用ガウン

アイソレーションガウン又はプラスチックガウンのいずれかとし、それぞれ、次の規格を満たすこと。

(1)　アイソレーションガウン（不織布製）の規格

ア　耐水性については AAMI（米国医科器械振興会）PB70 レベル２の製品と同等程度であり、かつ、十分な撥水性を有すること。
イ　生地は、不織布を使用してあること。
ウ　長袖で袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られていること。
エ　割烹着型であること（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと。）。
オ　身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。首の後ろの紐で固定し、首を通すことなく脱げるものであること。
カ　丈の長さは 100 cm以上、かつ、身長 150 cmの者が着用しても床につかない程度であること。

(2)　プラスチックガウンの規格

ア　防水性を有すること。
イ　プラスチック製であること。
ウ　長袖であって、袖のずり上がり対策として袖口がリブニット又はゴムバンドで絞られているもの又はサムフックタイプであること。
エ　割烹着型であること（前面に開口部がなく、後ろ開きで襟元及び一定程度背面を覆うことができること。ただし、首元が開きすぎていないこと。）。
カ　身体に対し固定する紐等が床につかない程度の長さで付いており、かつ、着脱が容易であること。切り込み（ミシン目）は背面のみとし、首を通すことなく脱げるものであること。
キ　丈の長さは100cm 以上、かつ、身長 150cm の者が着用しても床につかない程度であること。

６　非滅菌手袋

(1)　規格

ア　指先にフィットする薄手のもので、感触性に優れた形状であること。

イ　素材はニトリル（原材料：石油）であり、ラテックスアレルギーの原因となる成分を含まないこと。

ウ　パウダーフリーであること。

エ　一般医療機器（クラスⅠ）の届出をしていること。

オ　JIS 規格 T9115、ASTM 規格 D6319 又は EN 規格 EN455 に適合した製品であること（ただし、滅菌処理の必要はない)。

カ　サイズはS、M、Lの３種類とする。数量割合は、概ねS:M:L＝３：５：２とする。ただし、常に同じ割合でなくても差し支えない。